

議案第172号

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般事務手数料条例新旧対照表（第1条による改正関係）

（改正案）

別表第1（第2条関係）

名称	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1) 戸籍謄抄本交付手数料	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき450円
(2) 戸籍の全部又は一部事項証明書交付手数料	戸籍法第120条第1項又は第126条の規定に基づく磁気ディスクによって調製した戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面	1通につき450円（多機能端末機による交付にあっては、1通につき350円）
(3) 戸籍記載事項証明書交付手数料	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき350円
(4) 除籍謄抄本若しくは除籍の全部若しくは一部事項証明書又は改製原戸籍謄抄本交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクによって調製した除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき750円
(5) 除籍記載事項証明書交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき450円
(6) 届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他市長が受理した書類の記載事項証明書交付手数料	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円）
(7) 届書その他市長の受理した書類の閲覧申請手数料	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき350円

備考 この表及び別表第4において「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいい、「多機能端末機による交付」とは、多機能端末機で個人番号カード（行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を使用することによる証明書の交付をいう。

別表第4(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(4) 印鑑登録証明書の交付	1枚につき300円(多機能端末機による交付にあつては、1枚につき200円)
(7) 住民票の写しの交付	1通につき300円(多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円)
(8) 住民票記載事項証明書の交付	1通につき300円
(9) 戸籍の附票の写しの交付	1通につき300円
(10) 不在籍に関する証明	1件につき300円
(11) 不在住に関する証明	1件につき300円
(12) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき250円
(13) 個人番号通知カードの再交付	1件につき500円
(14) 個人番号カードの再交付	1件につき800円
(15) 破産に関する証明	1件につき300円
(16) 禁治産及び準禁治産並びに後見に関する証明	1件につき300円
(17) 資格に関する証明	1件につき300円
(18) 文書の受理に関する証明	1件につき300円
(19) 前各項に定めのない事項の証明	1件につき300円

(現行)

別表第1(第2条関係)

名称	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1) 戸籍謄抄本又は戸籍の全部若しくは一部事項証明書交付手数料	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクによって調製した戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき450円
(2) 戸籍記載事項証明書交付手数料	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき350円
(3) 除籍謄抄本若しくは除籍の全部若しくは一部事項証明書又は改製原戸籍謄抄本交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の	1通につき750円

	規定に基づく磁気ディスクによって調製した除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	
(4) 除籍記載事項証明書交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき450円
(5) 届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他市長が受理した書類の記載事項証明書交付手数料	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)
(6) 届書その他市長の受理した書類の閲覧申請手数料	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき350円

別表第4(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(4) 印鑑登録証明書の交付	1枚につき300円
(7) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	1通につき300円
(8) 戸籍の附票の写しの交付	1通につき300円
(9) 不在籍に関する証明	1件につき300円
(10) 不在住に関する証明	1件につき300円
(11) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき250円
(12) 個人番号通知カードの再交付	1件につき500円
(13) 個人番号カードの再交付	1件につき800円
(14) 破産に関する証明	1件につき300円
(15) 禁治産及び準禁治産並びに後見に関する証明	1件につき300円
(16) 資格に関する証明	1件につき300円
(17) 文書の受理に関する証明	1件につき300円
(18) 前各項に定めのない事項の証明	1件につき300円

宝塚市印鑑条例新旧対照表（第2条による改正関係）

現行	改正案
<p>(印鑑登録の証明及び証明申請)</p> <p>第12条 印鑑登録の証明は、印鑑票に登録されている印鑑の印影を写した印鑑登録証明書を電子計算機により作成し、交付することによって行う。</p> <p><u>2 登録を受けている者が証明を受けようとするときは、印鑑登録証明交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、市長が必要があると認めるときは、登録印鑑の提示を求めることができる。</u></p>	<p>(印鑑登録の証明_____)</p> <p>第12条 印鑑登録の証明は、印鑑票に登録されている印鑑の印影を写した印鑑登録証明書を電子計算機により作成し、交付することによって行う。</p> <p>(印鑑登録証明書の申請)</p> <p><u>第13条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証明交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、市長が必要があると認めるときは、登録印鑑の提示を求めることができる。</u></p>
<p>(印鑑登録証明申請の不受理)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(印鑑登録証明申請の不受理)</p> <p>第14条 略</p>
<p>(印鑑登録証明手数料)</p> <p>第14条 略</p> <p>(関係人に対する質問)</p> <p>第15条 略</p> <p>(閲覧の制限)</p> <p>第16条 略</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請)</p> <p><u>第15条 第13条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して暗証番号を入力することにより、印鑑登録の証明を申請することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。</u></p>
<p>(印鑑登録証明手数料)</p> <p>第14条 略</p> <p>(関係人に対する質問)</p> <p>第15条 略</p> <p>(閲覧の制限)</p> <p>第16条 略</p>	<p>(印鑑登録証明手数料)</p> <p>第16条 略</p> <p>(関係人に対する質問)</p> <p>第17条 略</p> <p>(閲覧の制限)</p> <p>第18条 略</p>

(宝塚市行政手続条例の適用除外)

第17条 略

(委任)

第18条 略

(宝塚市行政手続条例の適用除外)

第19条 略

(委任)

第20条 略